令和５年５月

大木町農業委員会総会

議　事　録

令和５年５月作成

令和５年５月大木町農業委員会
総会議事録

１．**開催日時**　令和５年５月10日（水）午後1時30分から午後２時10分

２．**開催場所**　大木町役場　３階　大会議室

３．**総会構成人員現在総数**　18名

４．**出席委員**　（18名）

１番　荒巻　明子
２番　山口　茂徳
３番　田中　良房
５番　黒田　安利
６番　松本　久吉
７番　山縣　吉子
８番　平木　俊博
９番　北原　幸則
１０番　熊本　森行
１１番　松永　靜義
１２番　池口　活友
１３番　山城　都行
１４番　石橋　隆
１５番　牟田口　美智子
１６番　田中　稔男
１７番　真辺　恵子
１８番　井手　正宏
１９番　眞崎　萬次（会長）

５．**欠席委員**　（０名）

６．**農業委員会事務局職員**

事務局長　鶴岡　寛士
課長補佐　杉　克己
書　記　高田　翔太

７．**議事内容**

１．議事

１）農地法第18条第６項の規定による通知について
２）農地法第３条の許可申請について
３）農地法第５条第１項の許可申請について

８．会議の概要

議　長	こんにちは。定刻になりましたので、５月の総会を開催したいと思います。先月の２５日には、歓送迎会ということでビストロくるるんで開催しましたが、コロナの関係で中々できませんでしたが、初めてメンバーが全員揃って懇親会に参加していただいたということ、さらに町長副町長にも参加していただき、大変ありがたく思います。 それから、委員会の最後のお別れ旅行の件ですが、それぞれ事情があって、参加できない方もおられるかと思いますが、この後、説明会をいたしますので、よろしくお願いします。 それでは、大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。 ではただいまより、５月の農業委員会総会を開催いたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願い申し上げます。 本日の議事録署名人を、17 番委員真辺副会長、18 番委員井手副会長にお願いいたします。 それでは議案第１号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。
井手副会長	はい。
議　長	はい。井手副会長。
井手副会長	番号３と４の面積変更は、畔の位置を変えるということですか？
議　長	それでは、この議案の賃借人でもある、黒田委員に説明をしていただきたいと思います。
黒田委員	面積変更というのは、田んぼの横にハウスがあったのですが、そのハウスを崩して、田んぼにするということです。 畔をとって６ｍ分のハウス分を崩して田んぼにして、また畔を作りなおして、田んぼの面積を増やしたということです。
議　長	それでは、事務局の方から説明をしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

事務局	黒田委員からお話をしていただきましたとおり、番号３の賃借人のハウスをなくすということで、その分の土地を黒田委員が耕作していただくということでの面積変更となっております。
議　長	利用権設定の変更ということでしょう？
松永委員	はい。
議　長	はい。松永委員。
松永委員	面積変更と書くのではなく、何㎡が何㎡と書くとすぐわかるのではないですか？
議　長	具体的な面積はわかりますか？
事務局	ただいま確認しますので、少々お待ちください。 新しく耕作する面積ですが、ただいま資料が手元にないので、後程説明させていただきます。
議　長	あとで説明するそうです。 では、井手副会長どうぞ。
井手副会長	番号９の最後の備考の欄に、6,879 ㎡のうち 3,200 ㎡とあるのは１枚の田んぼのうち、3,200 ㎡を外すということですか？
議　長	事務局説明をお願いします。
井手副会長	番地が違うなら、書かなくていいのでは？
事務局	こちらも１筆になっています。すみません。備考に記載してしまいました。
井手副会長	813-1 が 6,879 ㎡あるということですか？
事務局	はい。そうです。
議　長	いいですか？他にありませんか？
松永委員	はい。
議　長	はい。松永委員。
松永委員	番号６の農振区分が記載されていないものは、農振除外地ということですかね？

議　長　　はい。事務局お願いします。

事務局　　こちらも、入力が漏れてしまっておりますが、農振除外地です。

松永委員　　入力漏れ？それなら農用地ですか？

議　長　　局長の方から説明いたします。

局　長　　１８条については、農用地内の方だけ記載して、それ以外については除外地ということで示しておりました。

松永委員　　それなら、なんで農用地外と書かないのですか？

局　長　　わかりづらいということでしたら、今後農用地外ということで、記載したいと思います。

議　長　　松永委員いいですか？
そういう意見がでましたので、よろしくお願いします。
ほかにございませんか？

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。
議案第１号の通知を終わります。
次に議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。
番号１番を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の松本委員の意見をお願いします。

松本委員　　同じ集落内で行われたものでありまして、話し合いの上で両方とも納得して売買をされております。問題はないと思います。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

井手副会長　　はい。

議　長　　はい。井手副会長。

井手副会長　話し合いの上でと言われましたが、今までの耕作者以外の方が買われたということで、それで皆さん納得されたのですか？

議　長　はい。松本委員。

松本委員　これは、譲渡人のところに経営者がいなくて、自分の持っている田んぼを他の方に貸して耕作していたわけですが、この土地を他の方が買うことについては、何も申し立てしておりません。

議　長　井手副会長、いいですか？

井手副会長　はい。大丈夫です。

議　長　ほかに意見はありませんか？

各委員　（　意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。
採決いたします。番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め番号１番を承認することに決定いたします。
次に番号２番を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の松本委員の意見をお願いします。

松本委員　これについても、先ほどの分と同じでして、耕作者は番号３の方でしたが、ほかの方が買われることについても異議はないということで、成立しております。以上です。

議　長　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

松永委員　はい。

議　長　はい。松永委員。

松永委員　たいしたことではないかもしれませんが、１８条の第６項の規定による通知で意見がされていますが、意見が許可されなかった場合は、３条もすぐ出してありますが、１か月ほど遅らせたほうがいいのではないかと思うのですが。

もし、意見がまとまらず、流れた場合は３条を取り下げてくれと言わないといけなくなるし、申請者に対しても申し訳ないので、いつも思っていましたが、出したと同時に売買とかを出されますが、まあ私の意見ということでお話しました。

井手副会長　意見として聞くではなく、ちゃんと審議するべきではないですか？

議　長　松永委員の意見に対して、委員会として審議をしないといけないのではないかということですが、その件については、局長の方にまずお伺いしたいと思います。

局　長　同日付で合意解約と、売買について申請があった場合の取扱いについてですが、解約日と成立日が明記された書類による提出があれば、その時点で有効と捉えるのが普通だと思います。

例えば４月２０日に合意解約ができたと、いつも２５日までが申請提出期限になっていますが、そのあとに新しい方と３条申請が出てきた場合、それを拒否するということは難しいと思っております。合意解約があった後にお互い納得の上で解約して、同日月になりますけど次の方と申請があったということになれば、同じ月での審議ということは、農家の方も次の方にバトンタッチしたいという思いもあると思うので、そのままこの形で続けていくのが良いのではないかというのが事務局としての意見です。

議　長　局長の意見は、お聞きのとおりでございます。

そのほかに、皆さんから意見がありましたらお願いいたします。

松永委員　はい。それなら１８条の第６項の規定による通知の審議はしなくていいのではないですか？最後のその他で出したらいいのではないですか？

議　長　はい。局長。

局　長　こちらは、通知ですので、皆さんにお知らせする必要がないということであれば、審議という話にはならないと思いますが、農業委員さんに合意解約がありましたということについてはお知らせして、そこについて情報を知ってもらうというのもあるかと思いますので、通知については報告という形ですので、その部分については報告させていただいたほうがいいのかなと思います。

松永委員がいわれたとおり、この中で通知だけでいいのでリストを別にしてお示しだけするという方法でいいのかということだと思うので、そこについては、他市町村がどういった取り扱いをしているかそういった部分も確認の上、取扱いについては考えていきたいと思います。

議　長　　はい。松永委員。

松永委員　　意見を求めるので、いろいろ意見が出る。
報告しますと言って出せば、問題ないのではないですか？

局　長　　報告ですので、それで切ってしまうのも一つの方法だと思いますが、この中で確認したいことについて、質疑を受けるというのも大事なことかなと思って今まで質疑等々の時間を作っていましたが、その点についても、議事の運営上の話になりますので、事務局、会長で協議させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　　いろいろ意見が出ましたので、事務局と農業委員会会長、副会長含めて協議をした状況で、報告したいと思いますのでよろしいでしょうか？

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。
採決いたします。番号２番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め番号２番を承認することに決定いたします。
次に番号３番を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の松本委員の意見をお願いします。

松本委員　　譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営規模拡大に伴い、同じ集落内で話合いをし、売買が成立しております。何ら問題ないと思います。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。
採決いたします。番号３番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め番号３番を承認することに決定いたします。
次に番号４番を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の熊本委員の意見をお願いします。

熊本委員　　４月上旬に司法書士が自宅に来られ、譲受人が土地を買われるという説明を受けました。元々、譲受人が耕作をしてあったので、何ら問題ないと思います。よろしくお願い致します。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。
採決いたします。番号４番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め番号４番を承認することに決定いたします。
次に、議案第３号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明　「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
現地調査の結果について、現地調査委員の真辺副会長の意見をお願いします。

真辺副会長　　５月８日事務局と井手副会長と現地調査に行きました。事務局からの説明のとおり、譲渡人から贈与され孫娘婿である譲受人の住宅建設のための転用申請です。申請地はきちんと管理がしてありました。申請地の周りは道路と譲渡し人の住宅と田ということです。排水は北側の水路に流されるそうです。周りの農地に何ら影響はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　続いて、地元委員の井手副会長の意見をお願いします。

井手副会長　先ほど真辺副会長から現地調査の報告があった通りです。
私のところには、２か月ぐらい前に司法書士が見えられ、この土地を許可申請を受けて家を建てるということを聞きました。
この土地に関しては、譲渡し人のお孫さんが家を建てるということで、何ら問題ないと思います。
排水に関しても、周りの農地に関しても何ら影響はないと思います。
周りの農地も譲渡し人の持ち物ですので何ら問題ないと思います。

議　長　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　（　　意見なし　　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　　全員挙手　　）

議　長　全員賛成と認め、番号１番を承認することに決定いたします。
次に、番号２番を議題としますが、田中良房委員が関係する案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第31条第１項、議事参与の制限」の規定により、当案件終了まで退席をお願い致します。
ここで暫時休憩といたします。
（　退席の間暫時休憩　）

議　長　会議を再開いたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。
現地調査の結果について、現地調査委員の井手副会長の意見をお願いします。

井手副会長　８日に事務局と私と真辺副会長と現地調査を行いました。
この申請は親子の関係でございますし、この農地に関しては、土地改良の地区外でもあるし家のそばでもありますし、周辺の農地には何の影響もなく、ただ道路が狭いです。何ら周りの農地に影響することはないと思いますのでよろしくお願い致します。

議　長　続いて、地元委員の池口委員の意見をお願いします。

池口委員　昨日、田中委員よりお話がありまして、転用に関する説明を受けたところです。事務局や現地調査委員から説明がありましたとおり、息子さんの

別れ家ということで、当該地については東側を道路、西側を水路南側も水路ということで排水も西側に放流されるということで、南北の隣接地は田中委員の土地ということです。その奥の排水の承諾地についても管理田ということで、作付けはされていないということで、周囲への営農の影響についてはないと思われます。
道路部分が一部拡幅されておりますが、これは田中委員が独自に道路を広げられるということです。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

牟田口委員　　はい。

議　長　　はい。牟田口委員。

牟田口委員　　農家住宅と一般住宅の違いはどういったところですか？

議　長　　はい。局長より説明いたします。

局　長　　こちらは除外されたのが令和５年１月ということで、まず青地を除外するうえで、農業寄与というのがありますので、農家住宅でないと除外できないということで、一般住宅との大きな違いというのはその点がまず一点目となります。
建ぺい率、建設面積、一般住宅は500㎡が一般基準として決まっていますが、農家住宅の場合は、倉庫や資材を置いたりということがありますので、農林事務所では少し大きめでも問題ないということで許可をするうえで、農家住宅については若干緩和されるというところが大きな違いとなっているところでございます。

議　長　　事務局の説明が終わりました。牟田口委員よろしいでしょうか？

牟田口委員　　普通の人が、そういう風に利用して農業住宅として建てることはできないのでしょう？そういう基準はどうなっているのですか？

局　長　　農業をされる方の後継者の方が、農家住宅ということで建てられるケースはOKなのですが、一般住宅はサラリーマンや商工業の方とかが該当すると思いますし、農家住宅は、大木町で言えばイチゴやアスパラ農家、米麦の農家の方が該当する形になると思います。あとその後継者の方で、担い手の方もすくなかれ含まれるということになります。

松永委員　　よろしいですか？

議　長　　松永委員
松永委員　　農家住宅は、昔は1000㎡までだったが、今は何㎡までですか？

局　長　　今までも1000㎡が一つの基準となっています。
1000㎡があくまでも目安でありまして、大木町では該当がありませんが、例えば養鶏や畜産などは、ちゃんと理由があれば1000㎡を超えても大丈夫というのが県のほうとしては基準となっています。
松永委員さんが言われたように、一般住宅は500㎡を目安にしていて、農家住宅の目安として1000㎡ということになっております。

議　長　　よろしいですか？

各委員　　（　　意見なし　　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
番号２番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　　全員挙手　　）

議　長　　全員賛成と認め、番号２番を承認することに決定いたします。
それでは、本案件が終了しましたので、田中良房委員に入室いただきます。
ここで暫時休憩いたします。

（　入室の間暫時休憩　）

議　長　　会議を再開いたします。
田中良房委員に報告したします。
審議の結果、全員賛成により承認されましたので報告いたします。
それでは以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

９．議案の賛否

１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について（報告）

２）農地法第３条の許可申請について

整理番号１	賛成 17 名	反対	０名
整理番号２	賛成 17 名	反対	０名
整理番号３	賛成 17 名	反対	０名
整理番号４	賛成 17 名	反対	０名

３）農地法第５条第１項の許可申請について

整理番号１	賛成 17 名	反対	０名
整理番号２	賛成 16 名	反対	０名

１０．　閉会の日時　　令和５年５月 10 日（水）午後２時３０分

議長はこの議事録を調整し、議事録署名人とともに署名する。

令和　５年　　月　　日

議　　長
（眞崎　萬次）

議事録署名人
（真辺　惠子）

議事録署名人
（井手　正宏）